

令和8年3月定例会議員提出議案目録

- 議第 1号 阿南市議会会議規則の一部改正について
- 議第 2号 第15号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算（第7号）に対する修正案について
- 議第 3号 第19号議案 令和8年度阿南市一般会計予算に対する附帯決議（案）

議第1号

阿南市議会会議規則の一部改正について

阿南市議会会議規則第14条第2項の規定により、上記の議案を提出します。

令和8年3月26日提出

阿南市議会議長 幸坂孝則 殿

提出者 議会運営委員長 山崎雅史

阿南市議会会議規則の一部を改正する規則

阿南市議会会議規則（昭和42年阿南市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第8節 [略]</p> <p>第9節 <u>公聴会及び参考人</u>（第78条―第84条）</p> <p>第10節 [略]</p> <p>第2章～第8章 [略]</p> <p>附則 [略]</p> <p>（宿所又は連絡所の届出）</p> <p>第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを<u>変更したときも、また同様とする。</u></p> <p>（会議時間）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより、</u>会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、</u>会議時間を変更することができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しよう</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第8節 [略]</p> <p>第9節 <u>公聴会、参考人</u>（第78条―第84条）</p> <p>第10節 [略]</p> <p>第2章～第8章 [略]</p> <p>附則 [略]</p> <p>（宿所又は連絡所の届出）</p> <p>第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを<u>変更したときもまた同様とする。</u></p> <p>（会議時間）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、</u>討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 [略]</p> <p>（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しよう</p>

とするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 [略]

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 [略]

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び

とするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 [略]

2 前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 [略]

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び

学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 [略]

（動議の撤回）

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

（委員外議員の発言）

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員」という。）に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

（答弁書の配布）

第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

（請願書の記載事項等）

第139条 [略]

2～4 [略]

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。た

学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 [略]

（動議の撤回）

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

（委員外議員の発言）

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

（答弁書の朗読）

第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

（請願書の記載事項等）

第139条 [略]

2～4 [略]

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

だし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第140条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布(請願文書表が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。次条において同じ。)する。

2・3 [略]

(請願の委員会付託)

第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(請願の審査報告)

第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 [略]

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その

(請願文書表の作成及び配布)

第140条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2・3 [略]

(請願の委員会付託)

第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(請願の審査報告)

第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その

処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等の配布許可)

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布(資料等が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た者は、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

この規則は、公布の日から施行する。

議第2号

第15号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算（第7号）に対する修正案について
上記の修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び阿南市議会会議規則第17条の規定により提出します。

令和8年3月26日提出

阿南市議会議長 幸坂 孝則 殿

提出者	阿南市議会議員	広浦 雅俊
	//	水谷あゆみ
	//	喜多 啓吉

提案理由

今回の補正予算では、市税及び地方交付税の増額により一般財源が改善し、その結果として基金繰入金も大幅に圧縮されている。このような財源状況を踏まえると、後年度負担を伴う調整債を追加的に計上する必要性は乏しいと考える。調整債は制度上認められたものであるとしても、将来の元利償還負担を生じさせるものであり、一般財源の改善が認められる場合には、その発行は可能な限り抑制すべきである。したがって、本修正案は、財政の健全性及び将来負担の軽減を図る観点から、調整債1億5,170万円の起債を見送るため提出するものである。

第15号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算（第7号）に対する修正(案)

第15号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算（第7号）の一部を次のように修正する。

第1表 歳入歳出予算補正、第3表 地方債補正の一部を次のように改める。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20.繰入金			△ 1,253,259	1,840,307
		3,093,566	△ 1,404,959	1,688,607
	2.基金繰入金		△ 1,253,259	1,781,158
		3,034,417	△ 1,404,959	1,629,458
23.市債			300,493	3,848,793
		3,548,300	452,193	4,000,493
	1.市債		300,493	3,848,793
		3,548,300	452,193	4,000,493
歳入合計		39,511,300	642,400	40,153,700

第3表 地方債補正

1.追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
調整債	151,700 0	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。

令和7年度一般会計補正予算説明書

1.総括

歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20.繰入金	3,093,566	△1,404,959 △1,253,259	1,688,607 1,840,307
23.市債	3,548,300	452,193 300,493	4,000,493 3,848,793
歳入合計	39,511,300	642,400	40,153,700

2.歳入

20款 繰入金

2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1.財政調整基金繰入金	1,897,100	△1,437,900 △1,286,200	459,200 610,900	1.財政調整基金繰入金	△1,437,900 △1,286,200	・財政調整基金繰入金 △1,286,200 △1,437,900
計	3,034,417	△1,404,959 △1,253,259	1,629,458 1,781,158			
20 款合計	3,093,566	△1,404,959 △1,253,259	1,688,607 1,840,307			

23款 市債

1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
12.調整債	0	151,700 0	151,700 0	1.調整債	151,700 0	・調整債 0 151,700
計	3,548,300	452,193 300,493	4,000,493 3,848,793			
23 款合計	3,548,300	452,193 300,493	4,000,493 3,848,793			

歳入合計	39,511,300	642,400	40,153,700			
------	------------	---------	------------	--	--	--

議第3号

第19号議案 令和8年度阿南市一般会計予算に対する附帯決議（案）

阿南市議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の議案を提出します。

令和8年3月26日提出

阿南市議会議長 幸坂 孝則 殿

提出者	阿南市議会議員	水谷あゆみ
	//	広浦 雅俊
	//	住友 利広
	//	星加 美保
	//	喜多 啓吉
	//	西川 達也

提案理由

阿南中央図書館（仮称）の整備とそれに伴う「図書館のまち阿南」構想の推進について市の方針と市民の思い・考えに大きな乖離が生じている。市民に寄り添った事業執行と未来から感謝される政策展開を求め、この議案を提出する。

第19号議案 令和8年度阿南市一般会計予算に対する附帯決議（案）

令和8年度阿南市一般会計予算10款5項4目に計上されている図書館費及び図書館整備事業の執行にあたっては、以下に十分配慮し、事業実施することを求める。

記

- 1 阿南市中央図書館（仮称）の整備とそれに伴う「図書のみち阿南」構想の推進について、市民への丁寧な説明を行い、市民の意見を反映し、合意形成を図りながら進めること
- 2 阿南市中央図書館（仮称）の整備について適切なプロセスを踏みながら進めること
- 3 阿南市総合計画と阿南市立地適正化計画との整合性を図りながら進めること